

令和5年11月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和5年11月28日（火）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名
- 7 議題等
第20号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項17 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告事項18 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより11月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、若杉 満委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第20号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件でございますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速ですが、第20号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、第20号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が2件ございますが、それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第20号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
水野洋子 委 員	<p>11月20日、水野政起委員、横井利夫委員と現地を調査しました。申請地は城山街道多度神社前信号より北西1キロメートル程に位置し、城山交差点の信号から500m程北上すると、道路右側に急勾配の私道があり、東側に駐車場、資材置場が見られる場所の付近です。なお、申請地2ヶ所は隣同士となっています。</p> <p>北側は雑種地、東側は1メートル程の崖になっており、その下には保育園に通じる道路があります。南側は既に他者の資材置場として使われています。</p> <p>転用目的は、申請者は協力会社の資材置場を使い、建設業を営んでいますが、業務拡大のため他に工事用車両や土砂等を置く資材置場が必要となり、会社から1キロメートル程にあり、平子町を扱う仕事が多いことから、申請地を適当と考えました。</p> <p>周辺農地への影響は既に南側は資材置場として使われており、雨水は自然浸透または東側道路の側溝に流れます。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。</p>
会 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に移ります。</p> <p>第20号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
若杉 満 委 員	<p>期間が1年間とのことですが、1年後に撤退するというのでしょうか。</p>
水野洋子 委 員	<p>毎年自動更新とのことです。</p>

荒谷弘美 委 員	契約書にも自動更新の記載があります。
森下幸夫 委 員	西側からの出入りになると思われませんが、西側道路は公道ですか。私道ですか。
水野洋子 委 員	私道になります。
森下幸夫 委 員	通行の契約は別でされているということですか。
水野政起 委 員	私道ですが、所有者は本件土地所有者の親戚であり、通行の許可はとってあるとのこと。なお、東側は高低差があり出入りできません。
水野洋子 委 員	東側は道路が狭く、崖になっていますが、西側は出入口が広がっています。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第20号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第20号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項17「農地法第5条による届出の専決について」、報告事項18「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項17「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条による届出が12件で、3,340平方メートル、主な概要は、三郷町地内ほかで、一般個人住宅6件、集合住宅等1件、露天駐車場4件、商業サービス1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
課長補佐	続きまして、報告事項18「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会について」について、説明させていただきます。 この報告は、農地転用許可書等の添付が無く法務局に登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更の登記申請が提出された場合に、法務局から農業委員会に対して農地の転用事実の有無等についての照会があったものでございます。 それでは、調書の説明に入ります。 【調書説明】

	<p>本案件については、農地転用許可を要する事案でありながら過去に農地転用許可を受けた記録が確認できない事案であったため、令和5年10月27日、30日に平子地区の調査委員3名、事務局職員で現地を調査し、法務局に対して調査結果を別添のとおり報告しております。</p> <p>なお、法務局は、農業委員会からの回答をもとに、2週間以内に処分を行うこととされておりますので、ご承知おきください。報告は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
若杉 満 委 員	<p>近く現状回復命令を行うとありますが、県が具体的にどのような対応を行うかわかりますか。</p>
課長補佐	<p>具体的な対応はわかりませんが、県からの回答書として、原状回復命令を行うとされています。</p>
横井利夫 委 員	<p>近く現状回復命令を行うと回答すると、登記官は地目変更を却下すると思いますが、その後どうなったか情報はありますか。</p>
課長補佐	<p>法務局としても、2週間以内に原状回復命令が行われなければ、地目変更せざるを得ないという判断であると思われます。</p>
横井利夫 委 員	<p>原状回復命令を行うという回答をしても、そのような対応になるのでしょうか。</p>
課長補佐	<p>2週間以内に原状回復命令が行われなければ、そのような対応になると思われます。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>以前稲葉町で同様の案件があったと思いますが、その際はどのような対応でしたか。その際も、原状回復命令が行われるか議論をしたと思います。</p>
課長補佐	<p>同様の対応と思われます。</p>
横井利夫 委 員	<p>法務局、農林水産省の通達にはどう記載されていますか。法務局は回答に基づき、原状回復命令が行われると判断するのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>通達は2週間保留後、登記官の判断で処分とあり、処分が何かは記載されていません。</p>
横井利夫 委 員	<p>おそらく地目変更はしないのではないかと考えられますが、登記官の判断を待ちたいと思います。</p>
会 長	<p>法務局からは登記を変更したかどうか結果は来ないのですか。</p>
課長補佐	<p>特に結果の報告はありません。</p>
会 長	<p>結果を確認しておいていただくようお願いします。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>

事務局	<p>1点ございます。先月お伝えさせていただいたとおり、農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地の所有者に対して、利用意向調査を実施させていただきますので、ご承知おきください。なお、詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は12月25日(月)午後3時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>